



## 今日のキーワード 10月以降の『携帯料金』はどうなる？

端末の安売りが通信料金の高止まりにつながっているという批判などを受けて、10月に「改正電気通信事業法」が施行され、通信契約と端末購入のセット販売に制約を課す新ルールが導入されます。これによって、携帯各社は端末購入者に従来のような端末価格の実質値引きができなくなります。施行後の携帯大手3社の『携帯料金』への対応は分かれており、今後の動向が注目されます。

### ポイント1 『携帯料金』で「セット割」に新ルールが導入

- 10月1日施行の「改正電気通信事業法」では、携帯販売でこれまで主流だった通信契約と端末購入をセットで販売する手法、いわゆる「セット割」に制約を課す新ルールが導入されます。途中解約の違約金の上限額を1,000円とし、縛りがないプランとの月額料金差の上限も月170円とします。また通信とセットの場合、端末割引を最大2万円とするなど厳しい内容となります。
- これにより携帯大手は2000年代から普及した「2年縛り」がむずかしくなります。「2年縛り」とは2年の継続利用を条件に基本料金を割安にするものです。かわりに、更新月以外に解約した場合は9,500円の違約金がかかります。また縛りがないプランとの月額料金にも大きな差がありました。

### ポイント2 施行後の『携帯料金』への対応は分かれる

- 中途解約時の違約金への対応は3社で別れました。ソフトバンクは通信契約の2年縛りをなくし違約金もゼロ、ドコモとKDDIは違約金を9,500円から1,000円に引き下げ、2年縛りを残します。ただしドコモは、自社のクレジットカードで『携帯料金』を支払う利用者には違約金と2年縛りを廃止します。
- 端末代金について、ソフトバンクとKDDIの両社は、端末を48回の分割払いで買った場合に「実質半額」とする端末販売単体プランを新たに用意しました。通信とセットの場合、端末割引を最大2万円とする新ルールが適用されますが、他社顧客も利用できるようにしてこれを回避しました。一方で、割賦購入から100日間は自社回線でしか端末を利用できない「SIMロック」はかかります。



### 今後の展開 各社独自の『携帯料金』プランへ変化の方向

- 総務省は9月20日、携帯電話端末を特定の会社の契約でしか使えないようにする「SIMロック」を、端末の販売時にすぐ解除するよう携帯大手に義務づける方針を表明しました。利用者の困り込みにつながるため、通信料金の引き下げを促す新ルールにそぐわないと判断しました。これを受けて、両社は「SIMロック」については見直しをする可能性もあります。従来横並び傾向にあった『携帯料金』は楽天の参入もあり、今後各社が特徴のある新料金プランで顧客獲得を競う方向に次第に変わっていくとみられます。

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

ここも  
チェック! 2019年9月6日 『消費増税』1：増税で消費はやはり低迷する？  
2019年9月5日 『ビール大手』で事業再構築の動きが加速

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。